

特定療養費もしくは特定療養費除外規定 該当患者の患者属性について

1. 該当件数

- 本資料は、「患者特性調査票」により収集されたデータを用いて、医療保険適用の病棟に入院しており入院日数が180日を超え、特定療養費もしくは特定療養費除外規定に該当している1,481名(特定療養費に該当246名、特定療養費除外規定に該当1,235名)を対象に分析を行った結果である。

医療保険適用の病棟入院患者数		4,868名	
入院日数180日超(a+b+c)		2,160名	(a+b+c) に対する割合
			100.0%
a. 特定療養費に該当	246名	11.4%	(a+b) に対する割合 16.6%
b. 特定療養費除外規定に該当	1,235名	57.2%	83.4%
a+b 小計	1,481名	68.6%	100.0%
c. 不明	679名	31.4%	—

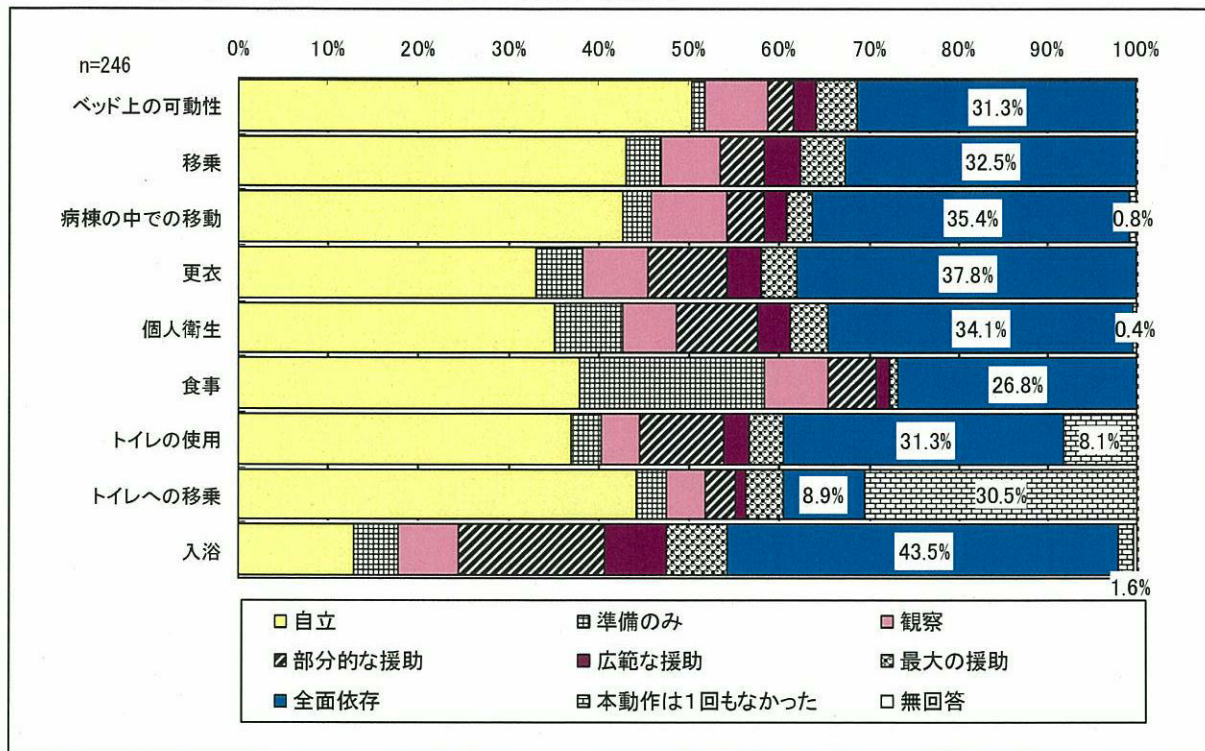
注：特定療養費除外規定：以下に該当する入院患者

1. 難病患者等入院診療加算を算定する患者
2. 重症者等療養環境特別加算を算定する患者
3. 重度の肢体不自由者、脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者、難病患者等
4. 悪性新生物に対する腫瘍用薬（重篤な副作用を有するものに限る）を投与している状態
5. 悪性新生物に対する放射線治療を実施している状態
6. ドレーン法又は胸腔若しくは腹腔の洗浄を実施している状態
7. 人工呼吸器を使用している状態
8. 人工腎臓又は血漿交換療法を実施している状態
9. 全身麻酔その他これに準ずる麻酔を用いる手術を実施し、当該疾病に係る治療を継続している状態（当該手術を実施した日から起算して30日までの間に限る）
10. 末期の悪性新生物に対する治療を実施している状態
11. 呼吸管理を実施している状態
12. 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態
13. 肺炎等に対する治療を実施している状態
14. 集中的な循環管理が実施されている先天性心疾患等の患者
15. 15歳未満の患者
16. 昭和49年5月14日厚生省発児第129号厚生事務次官通知「小児慢性特定疾患治療研究事業について」による治療研究に係る医療の給付を受けている患者
17. 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第20条の育成医療の給付を受けている患者

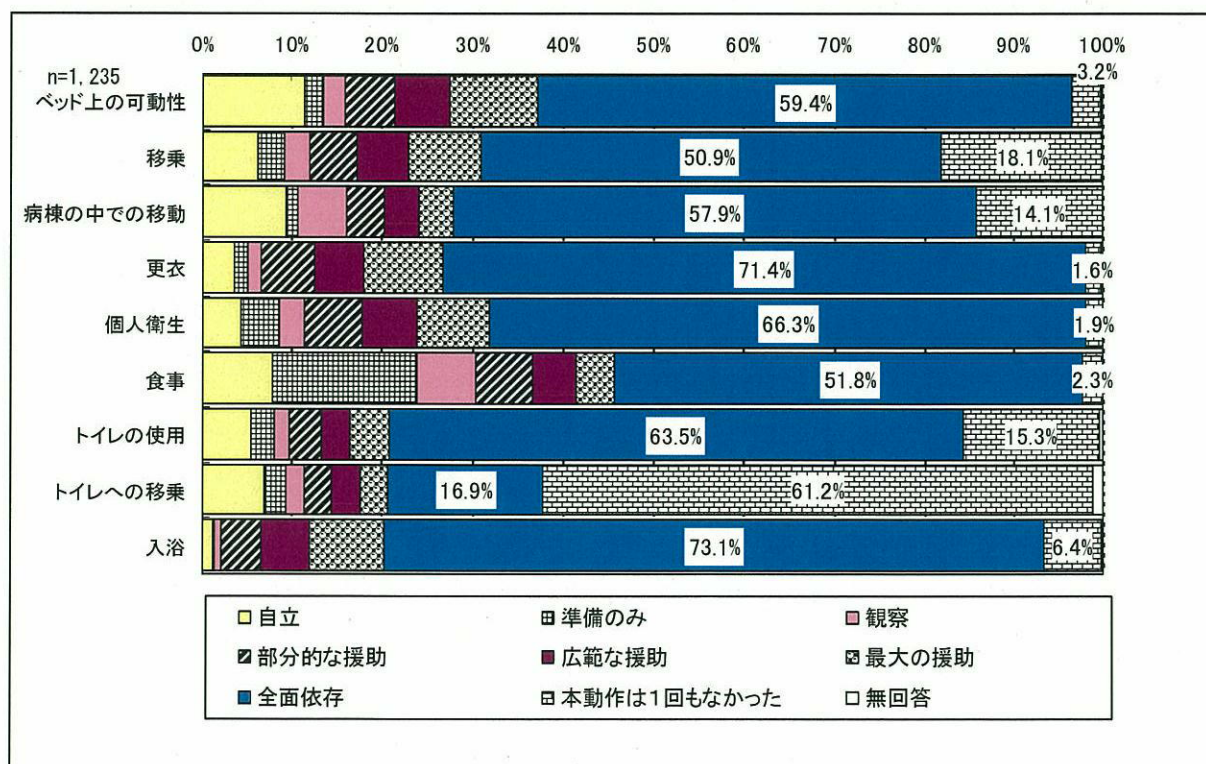
2. 心身機能

1) ADL（日常生活動作）

<特定療養費に該当：246名を対象に集計>



<特定療養費除外規定に該当：1,235名を対象に集計>



2) CPS(Cognitive Performance Scale：認知機能尺度)

	特定療養費に 該当している患者		特定療養費除外規定 に該当している患者		合計	
	名	%	名	%	名	%
CPS:0 障害なし	62名	25.3%	125名	10.2%	187名	12.7%
CPS:1 境界的障害である	33名	13.5%	89名	7.2%	122名	8.3%
CPS:2 軽度の障害がある	34名	13.9%	91名	7.4%	125名	8.5%
CPS:3 中程度の障害がある	32名	13.1%	130名	10.6%	162名	11.0%
CPS:4 やや重度の障害がある	20名	8.2%	159名	12.9%	179名	12.2%
CPS:5 重度の障害がある	5名	2.0%	76名	6.2%	81名	5.5%
CPS:6 最重度の障害がある	59名	24.1%	558名	45.4%	617名	41.9%
合計	245名	100.0%	1,228名	100.0%	1,473名	100.0%
無回答	1名	—	7名	—	8名	—
平均値	2.7点	—	4.1点	—	3.9点	—
中央値	2.0点	—	5.0点	—	4.0点	—
最大値	6.0点	—	6.0点	—	6.0点	—
最小値	0.0点	—	0.0点	—	0.0点	—

注：CPS(Cognitive Performance Scale)：「認知機能障害」を分類する指標。「0(障害無し)～6(最重度)」の7段階に分類し、CPS3以上を「認知機能障害」ありとする(分類方法は、「急性期以外の入院患者の支払いに関する調査研究」健康保険組合連合会、平成16年の方式を使用)。